

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和 8 年 9 月 18 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
木原 健介

記

1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官

警察庁長官官房会計課理事官 木原 健介

2 契約概要

(1) 契約件名 飲酒運転の根絶及び酒酔い運転の数值基準の新設に関する広報啓発用ポスター・リーフレット制作

(2) 契約内容 仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 1 月 15 日まで

3 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 企画提案書の提出者に要求される資格

ア 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

ウ 令和 7・8・9 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」の A、B、C 又は D の等級に格付けされている者であること。

エ 警察庁から指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。

オ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 企画提案書の特定のための評価基準

ア 内容

事業の目的と整合性、妥当性・独創性・訴求力

イ 事業実施主体の適格性

実施体制の適格性、実績の有無、経理処理能力の適格性

ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4 手続等

(1) 担当部局

東京都千代田区霞が関 2-1-2

中央合同庁舎 2 号館内 警察庁交通局交通企画課

電話 03-3581-0141（代表）

(2) 企画提案書及び必要書類の提出期限、場所及び方法

令和 8 年 10 月 14 日 17 時 00 分

上記(1)に同じ。郵送又は持参すること。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 否

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1) に同じ。

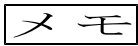
(4) 詳細は仕様書による。本公示の日から上記 4 (1) の所在地において交付する。ただし、「電子調達システム」から入手することもできる。

飲酒運転の根絶及び酒酔い運転の数値基準の新設に関する
広報啓発用ポスター・リーフレット制作

警察庁長官官房会計課

項目及び構成

- 仕様書
- 応募要領
- 審査要領
- 請書（案）
- 企画競争に関するアンケート



○方式

公募型プロポーザル方式

○契約予定額

1, 842, 000円（税込み）

○企画提案書の提出期限は、

令和8年10月14日 17時00分（必着）です。

○企画提案書の構成は、「応募要領」をご確認下さい。

○企画提案書と併せて、

- ・「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し」

＊令和7・8・9年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「役務の提供等」のA、B、C又はDに格付けされている者であること。

- ・「見積書」を提出して下さい。

なお、見積書は一式見積りではなく、可能な限り細かな内訳を添付してください。宛名は「警察庁」をお願いします。

○契約に関する照会先

長官官房会計課調達係

電話 03-3581-0141 内線2298

メール tyotatu@npa.go.jp

○仕様に関する照会先

交通局交通企画課安全係

電話 03-3581-0141 内線5052

○注意事項

入札を辞退される方は、別紙の「アンケート」に必要事項を記載の上、メールで送付してください。

○その他

落札者が提出した書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対し損害賠償等を求める場合がある。

仕 様 書

1 件名

飲酒運転の根絶及び酒酔い運転の数値基準の新設に関する広報啓発用ポスター・リーフレット制作

2 目的

近年、飲酒運転による死亡・重傷事故件数は横ばいで推移するなど、依然として飲酒運転による悲惨な交通事故が発生している。また、令和8年7月21日に「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律」が施行され、酒酔い運転の罪の要件に数値基準（呼気中アルコール濃度 0.5mg/1 以上）が新設された。

このような状況を踏まえ、飲酒運転の悪質・危険性、飲酒運転には厳しい罰則や行政処分があること等を訴えかけると共に、新たに設けられた酒酔い運転の数値基準についても周知を徹底することにより、飲酒運転の根絶を図る。

3 内容

(1) ポスター

ア 規格及び制作部数

A 2 判（縦）片面カラー印刷 36,000 部

イ 紙質

再生コート紙 菊判 76.5kg

ウ 訴求内容

- 飲酒運転の悪質・危険性、飲酒運転による事故の悲惨さを想起させる内容とすること。
- 飲酒運転の撲滅を訴える内容であるもの。
- 令和8年7月21日から「酒酔い運転」の要件に数値基準（呼気中アルコール濃度 0.5mg/1 以上）が新設されたこと。

エ 構成

効果的なイラストや写真、文字等を用いるなどして、見る者の視覚に訴えかける構成とすること。

オ 横版デザインの作成

前記ポスターデザイン（縦）を元に横画面の電子広報媒体に対応可能なデザイン（A 2 判・横）を制作し、下記 4 によりデータを警察庁に提出すること。

※ 当該データは、都道府県警察等に送付し、ウェブサイトや SNS、デ

デジタルサイネージ等の電子広報媒体で公開するほか、使用者が別途印刷して紙媒体として配布、掲示等することを予定している。

カ その他

(ア) ユニバーサルデザインフォントを採用すること。

(イ) ポスター下欄に「警察庁・都道府県警察」のクレジットを入れるとともに、右下部に「交通ルール遵守のためのロゴマーク」（一般財団法人全日本交通安全協会ウェブサイトからダウンロード可能）を入れること。

(2) リーフレット

ア 規格及び制作部数

A 5 版両面カラー印刷 480,000 部

イ 紙質

再生コート紙 菊判 62.5kg

ウ 構成

(ア) 表面

ポスターと同一のデザインとすること（「警察庁・都道府県警察」のクレジットや「交通ルール遵守のためのロゴマーク」についてもポスターに準ずること。）。

(イ) 裏面

以下の内容について、イラストの活用や文字の配置等、デザインを工夫することにより、分かりやすく記載すること。

○ 酒酔い運転の要件の改正内容、酒気帯び運転の要件

・酒酔い運転の要件

【改正前】

「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」

【改正後】

「呼気中アルコール濃度 0.5mg/1 以上」又は「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」

・酒気帯び運転の要件

「呼気中アルコール濃度 0.15mg/1 以上」

○ 酒酔い運転、酒気帯び運転の罰則、行政処分

○ 車両等を提供した者、酒類を提供した者、運転者が飲酒していることを知りながら車両に同乗した者も、運転者と同様に厳しく罰せられること。

○ 「酒酔い運転」の要件の数値基準（呼気中アルコール濃度 0.5mg/1

以上) を満たすアルコール摂取量の目安

- ・アルコールの分解能力には個人差があるためあくまで目安となること。

- ・体重 60 キログラムの者が

ビール大瓶 2 本程度

日本酒 2 合 (アルコール濃度 15%、360ml) 程度

を飲酒し、30 分経過した場合、数値基準に達する可能性があること。

エ その他

ユニバーサルデザインフォントを採用すること。

(3) その他デザインデータの作成

ア 外国語版データの作成

前記 3 (2) のリーフレットについて、「英語」及び「中国語 (簡体字)」に翻訳したデザインデータ (A 4 版両面カラー) を作成すること。

「英語」及び「中国語 (簡体字)」の翻訳は、翻訳業務を適正に行うために必要な資格及び能力を有する者を選定し、その者の翻訳業務に関する経歴 (語学検定、資格、過去の翻訳実績等がわかるもの) を警察庁担当係へ提出し、了承を得るほか、翻訳者が翻訳した内容についてネイティブチェックを行った上、翻訳の内容が適正であることを証明する書面を提出すること。

イ その他言語版用データの作成

前記 3 (2) のリーフレットについて、前記 3 (3) ア以外の言語版に編集して使用することができるように、文字及び数字等のフォントデータを削除したデータを提出すること。

(参考)

※ 警察庁ウェブサイト

みんなで守る「飲酒運転を絶対にしない、させない」

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/insyu/info.html>

4 デザインデータの提出

前記 3 に基づき制作したデザインデータについては、使用した編集用ソフト形式のデータ、当該データの解像度を落とさずに作成した画像データ (PNG 及び PDF)、ウェブサイト掲載用に解像度を落としてファイルサイズを縮小した画像データ (PNG 及び PDF 形式) を作成し、DVD-R (1 枚) により警察庁に提出するものとする。

5 納品場所及び数量

(1) ポスター及びリーフレット

ア 納品場所及び数量

別添1のとおり

イ 警察庁分納品先

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館18階

警察庁交通局交通企画課

ウ 各納品先への搬入の日時、方法等については、受託者において、納品先の担当者（別途指示）と調整すること。

エ 各納品先への納品に当たっては、受領書（別添2）を作成し、納品先担当者の署名を得た原本を警察庁へ提出すること。それらに係る費用は受託者で負担すること。

(2) DVD-R

ア 納品場所及び数量

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館18階

警察庁交通局交通企画課 1枚

6 納期

令和9年1月15日（金）

7 その他

- (1) 決定した企画案については、必要に応じて修正を加える場合がある。
- (2) 本仕様で制作したポスター・リーフレットの下欄「警察庁・都道府県警察」のクレジットは、関係機関・団体等の名称に変更し、使用する場合がある。
- (3) 本仕様で制作したポスター・リーフレット、ポスター・リーフレットデザインの電子データ及び本件ポスター・リーフレットの制作に当たり作成された新規のキャラクター（キャラクターのデザイン、名前、説明資料その他付属資料の一切を含む。）の財産権、利用権、商標権及び著作権（揭示、頒布、貸与、複製、公衆通信及び二次利用権を含む。）その他一切の権利は、全て警察庁に帰属し、警察庁が承認した場合を除き、他に公開、利用してはならず、本データの内容等（データの一部使用を含む。）は、警察庁等において、本仕様による制作部数以外に別途印刷して紙媒体として配布するほか、インターネット上の配信や複製、引用等して利用できるものとする。
- (4) 成果物に係る著作者人格権は行使しないこと。

- (5) 既存のキャラクターやモデルとして芸能人等の著名人を使用した場合、出演者に係る肖像権について、使用枚数、使用期限を定めないこと。
- (6) 成果物に係る第三者の特許権、実用新案権その他の工業所有権等に抵触しないよう保障すること。

なお、万一、その所有者との間で紛争が生じた場合、受託者の責任と費用負担においてこれを解決するものとする。

- (7) 前記4の各データについては、前記6の納期に関わらず、校正及び警察庁の確認が終了し、デザインが完成した時点で、警察庁担当官の指示に基づき、電子メール等により直ちに警察庁に提出することとし、警察庁及び都道府県警察等はこれをウェブサイトやSNS、デジタルサイネージ等の電子広報媒体での公開や、印刷しての配布・掲示など、ポスター及びリーフレット納品前に活用することができるものとする。
- (8) 納品にあつては、警察庁及び都道府県警察ごとに部数を梱包し、送付先（担当課名まで記載）を表示すること。
- (9) 搬入場所である中央合同庁舎2号館は、2tロングボディを超過する大きさの車両が接車できないため、あらかじめ主管係と日程等の調整を図り、搬入の許可を得ること。
- (10) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定等、提案書等に記載した事項について、認定の取消し等によって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに警察庁担当係官へ届け出るものとする。
- (11) 本仕様書の記載事項その他定めのない事項について疑義が生じた場合や不明な点については、警察庁担当係官に問合せ、その指示に従うこと。

印刷物仕様書

発注局課	交通局交通企画課	担当者	安全係
品目	飲酒運転の根絶及び酒酔い運転の通知基準の新設に関する広報啓発用ポスターの作成		
数量	36,000部	納入期限	令和9年1月15日
仕上規格	A2判（縦）片面		
校正	受注者責任校正 ・ 発注課校正		
印刷の種類	書籍類 ・ ポスター ・ 帳票類		
	写真印刷 ・ 新規打直	FD渡し	有 ・ 無
	白黒 ・ 全てカラー	一部カラー	
写真	有 ・ 無		
用紙の規格	別紙のとおり		
製本	無線とじ ・ 針金とじ（平とじ・中とじ） ・ その他（ ）		
諸加工	はく押し ・ 光沢加工 ・ 化粧断ち ・ 穴あけ ・ ナンバリング		
その他	・ 見本がある場合は、その体裁等について見本に従うこと。 ・ 仕様等について疑義があるときは、警察庁係官に説明を求めること。 ・ 見積書・入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。		

用紙の規格	
表紙	上質紙 kg ・ その他 () kg
本文	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
見返し	上質紙 kg ・ その他 () kg
とびら	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
その他	その他 (再生コート紙) 菊判 76.5kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
共通事項	環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断基準を満たすものであること。ただし、当該「判断基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

印刷物仕様書

発注局課	交通局交通企画課	担当者	安全係
品目	飲酒運転の根絶及び酒酔い運転の数値基準の新設に関する広報啓発用リーフレットの作成		
数量	480,000部	納入期限	令和9年1月15日
仕上規格	A5判 両面		
校正	受注者責任校正 ・ 発注課校正		
印刷の種類	書籍類 ・ リーフレット ・ 帳票類		
	写真印刷 ・ 新規打直	FD渡し	有 ・ 無
	白黒 ・ 全てカラー		一部カラー
写真	有 ・ 無		
用紙の規格	別紙のとおり		
製本	無線とじ ・ 針金とじ（平とじ・中とじ） ・ その他（ ）		
諸加工	はく押し ・ 光沢加工 ・ 化粧断ち ・ 穴あけ ・ ナンバリング		
その他	・ 見本がある場合は、その体裁等について見本に従うこと。 ・ 仕様等について疑義があるときは、警察庁係官に説明を求めること。 ・ 見積書・入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。		

用紙の規格	
表紙	上質紙 kg ・ その他 () kg
本文	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
見返し	上質紙 kg ・ その他 () kg
とびら	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
その他	その他 (再生コート紙) 菊判 62.5kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
	上質紙 kg ・ その他 () kg
共通事項	環境物品等の調達等の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づく基本方針の判断基準を満たすものであること。ただし、当該「判断基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、担当官の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

別添1

飲酒運転の根絶及び酒酔い運転の数値基準の新設に関する
広報啓発用ポスター及びリーフレット配布計画

単位:枚

管区	所属		ポスター	リーフレット
東北	北海道	交通企画課	2,200	29,000
	青森	交通企画課	500	6,000
	岩手	交通企画課	600	8,000
	宮城	交通企画課	650	9,000
	秋田	交通企画課	450	6,000
	山形	交通企画課	400	5,000
	福島	交通企画課	650	9,000
関東	警視庁	交通総務課	1,100	12,000
	茨城	交通総務課	700	9,000
	栃木	交通企画課	650	10,000
	群馬	交通企画課	550	8,000
	埼玉	交通総務課	1,200	16,000
	千葉	交通総務課	1,400	21,000
	神奈川	交通総務課	1,850	24,000
	新潟	交通企画課	900	13,000
	山梨	交通企画課	400	6,000
	長野	交通企画課	700	9,000
	静岡	交通企画課	1,000	13,000
中部	富山	交通企画課	450	6,000
	石川	交通企画課	500	7,000
	福井	交通企画課	400	5,500
	岐阜	交通企画課	700	9,000
	愛知	交通総務課	1,750	23,000
	三重	交通企画課	550	8,000
近畿	滋賀	交通企画課	450	6,000
	京都	交通企画課	950	12,000
	大阪	交通総務課	2,200	27,000
	兵庫	交通企画課	2,000	27,000
	奈良	交通企画課	500	6,000
	和歌山	交通企画課	500	6,000
中国	鳥取	交通企画課	300	4,000
	島根	交通企画課	400	5,500
	岡山	交通企画課	800	12,000
	広島	交通企画課	900	12,000
	山口	交通企画課	550	8,000
四国	徳島	交通企画課	300	4,000
	香川	交通企画課	450	6,000
	愛媛	交通企画課	500	7,500
	高知	交通企画課	300	4,500
九州	福岡	交通企画課	1,150	14,000
	佐賀	交通企画課	350	5,500
	長崎	交通企画課	600	9,000
	熊本	交通企画課	600	8,000
	大分	交通企画課	400	6,000
	宮崎	交通企画課	400	5,500
	鹿児島	交通企画課	600	7,500
	沖縄	交通企画課	450	5,200
警察庁		交通企画課	100	300
合計			36,000	480,000

受領書

令和 年 月 日

株式会社〇〇 御中

〇〇県警察

(所在地)

(担当部署名)

件名：●

下記物品を確かに受領いたしました。

品目	数量	単位	備考
●●に係るポスター		部	
●●に係るリーフレット		部	

受領担当者署名：_____

応 募 要 領

1 件名

飲酒運転の根絶及び酒酔い運転の数値基準の新設に関する広報啓発用ポスター・リーフレット制作

2 提出書類

以下に列举する書類について、正本1部・副本7部をそれぞれ提出すること。その際、副本には社名等、応募者が特定できる情報は入れないこと。（副本は企画案のみ）

※ ポスター及びリーフレットの企画案は、正本・副本ともにA4サイズで提出。

なお、下記(7)については、認定等に該当する企業のみ提出すること。

(1) 企画案

ポスター及びリーフレットの企画案

※ 本件デザインのコンセプトやアピールポイントを説明する資料の作成・提出は任意。

※ ポスターデザインを元に作成する横版デザイン案及びリーフレットデザインを元にする外国語版データ案、その他言語版データ案の提出は不要。

(2) 見積書

仕様書の3により制作する場合の必要経費を積算した見積書

(3) 日程表

納品までの具体的な作業に関する作業スケジュール

(4) 令和07・08・09年度内閣府競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」又は「役務の提供等」のB、C又はDの等級に格付けされている者であることを証明する書類の写し

(5) 同種又は類似業務に係る会社としての実績及び会社の経歴・財務状況書

(6) 制作に係る実施体制表及び担当予定職員の資格・経験・手持ち業務の状況・業務実績等が記載された経歴書等

(7) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律その他関係法令に基づく認定を受けた企業、または、女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を策定した企業であることを証明する書類の写し

3 提出期限

令和8年10月14日（水）午後5時まで

※ 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

4 提出先

〒100-8974

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

警察庁交通局交通企画課安全係

5 選考要領

各社から提出された企画案を検討した上、当庁の作成意図に沿ったものを一編選出し、当該企画案を作成した会社と契約を締結する。

6 その他

- (1) 企画案の提出は、ポスター、リーフレットともに1社1案までとする。

- (2) 企画案に係る一切の経費は、応募者の負担とし、企画案は返却しないものとする。
- (3) 企画案の採用に関する可否については、個別に連絡するものとする。
- (4) 応募者は、提案書の提出をもって、「暴力団排除に関する契約事項」（別添）に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなった時は、当該者の提案は無効とする。
- (5) 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、①社名、②住所、③電話番号④質問者名⑤質問に関する文書名及び⑥質問内容を明記の上、令和8年10月8日（木）午後5時までにメールにて、警察庁交通局交通企画課鈴木宛て（k.suzuki.r7.ap@npa.go.jp）に提出すること。

別添

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について提案書の提出をもって誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

飲酒運転の根絶及び酒酔い運転の数値基準の新設に関する広報啓発用ポスター
及びリーフレット制作に係る契約方法及び評価項目

1 契約方法

(1) 契約方式

本調達では、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）を採用するものとし、評価の方法については、以下のとおりとする。

ア 応募者が提出した企画提案書を比較し、次の各要件に該当する者のうち、「(2) 企画提案書の評価方法」によって得られた数値の最も高い者と随意契約を行う。

(ア) 本制作の目的、内容等について十分理解していること。

(イ) 応募者の提出した見積り価格が、当庁の示した予定価格の制限の範囲内であること。

イ 上記アの数値の最も高い者が2人以上あるときは、「飲酒運転の根絶及び酒酔い運転の数値基準の新設に関する広報啓発用ポスター・リーフレット制作に伴う審査委員会設置要綱」に従う。

(2) 企画提案書の評価方法

ア 企画提案書の評価方法については、次のとおりとする。

(ア) 評価点は、基礎点と加点の二種類に分け、企画提案書の内容について、審査委員6名が、別紙「審査基準表」の評価基準に沿って採点した点数の合計により決定する。

(イ) 評価項目の区分が必須である項目については、評価基準のうち最低限の要求水準を基礎点に係る要件として設定している。評価の際には、基礎点に係る要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。応募者は、企画提案書において基礎点に係る要件を全て充足していることを示さなければならない。一つでも基礎点に係る要件を充足していないとみなされた場合には、その応募者は不合格となる。

(ウ) 評価基準のうち基礎点に係る要件以外は、加点に係る要件であり、その企画提案内容に応じて加点する（具体的な加点に係る要件の評価については、「2(2)加点方法」を参照のこと。）。

2 評価項目

(1) 対象項目

本調達における評価項目ごとの内訳は以下のとおりとする（詳細については、別紙「審査基準表」を参照のこと。）。

審査点 = 事業内容（70点満点）+ 事業実施主体の適格性（25点満点） + ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（5点満点）
--

(2) 加点方法（ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を除く。）

加点に関しては、別紙「審査基準表」における各加点項目について、審査委員1名あたり、それぞれ以下の採点基準により加点を行い、審査委員6名の合計をもって総加点とする。

評価ランク	採 点 基 準	項目別得点	
		20 点満点	5 点満点
S	通常の設定を超える卓越した提案内容である。	20	5
A	通常設定される提案としては最適な内容である。	12	3
B	概ね妥当な内容であると認められる。	4	1
C	内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の加点方法

ア 厚生労働大臣から受けた次の認定のうち、最も配点が高い区分により加点する。

- ・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）
- ・次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

イ 企画案に添付された厚生労働省から認定を受けていることを確認できる資料を確認し別紙「審査基準表」の評価基準に該当する配分点を5点を上限として加点する。

審 査 基 準 表

評価項目			評価基準	配点			
				基礎点	加点	合計	
1 内容			10	60	70		
事業の目的との整合性	必須	制作の目的との整合性が図られているか。また、仕様書に示した内容が適切に盛り込まれているか。	5	0	25		
	加点	広報趣旨と広報対象が的確に捉えられているか。	0	20			
妥当性・独創性・訴求力	必須	国の広報事業として妥当な内容であるか。（妥当性）	5	0	45		
	加点	広報内容に創意工夫があるか。（独創性）	0	20			
		広報内容が国民一般にわかりやすい内容となっているか。（訴求力）	0	20			
2 事業実施主体の適格性			20	5	25		
実施体制の適格性	必須	制作が遂行可能な人員が確保されており、かつ、当庁からの要望等に迅速、柔軟に対応できる体制が備わっているか。	5	0	10		
		作業手法、日程等に無理がなく、実現性があるか。	5	0			
実績の有無	必須	制作に関する知見、ノウハウを有しているか。	5	0	10		
	加点	過去の同種業務の実績はどの程度のものか。	0	5			
経理処理能力の適格性	必須	制作を行う上で適切な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか。	5	0	5		
認定等の区分			配点基準		基礎点	加点	合計
3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 ※1					5		5
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等		プラチナえるぼし ※2			5		5
		えるぼし3段階目 ※3			4		
		えるぼし2段階目 ※3			3		
		えるぼし1段階目 ※3			2		
		行動計画 ※4			1		
次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等		プラチナくるみん ※5			5		5
		くるみん（R7.4.1以後の基準） ※6			4		
		くるみん（R4.4.1～R7.3.31までの基準） ※7			3		
		トライくるみん（R7.4.1以後の基準） ※8			3		
		くるみん（H29.4.1～R4.3.31までの基準） ※9			3		
		トライくるみん（R4.4.1～R7.3.31までの基準） ※10			3		
		くるみん（H29.3.31までの基準） ※11			2		
		行動計画（R7.4.1以後の基準） ※4、※12			1		
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）					4		
合 計			30	70	100		

○ 審査基準

評価ランク	評価基準	項目別得点		
		20 点 満 点	15 点 満 点	5 点 満 点
S	通常の想定を超える卓越した提案内容である。	20	15	5
A	通常の想定される提案としては最適な内容である。	12	9	3
B	概ね妥当な内容である。	4	3	1
C	内容が不十分である、あるいは記載がない。	0	0	0

※ 基礎点に係る項目は、要件を充足している場合には配分された点数を与え、充足していない場合は0点とする。

※ 基礎点の項目を一つでも満たせなかった場合、得点に関わらず審査対象外となる。

○ ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準

- ※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。
- ※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定
- ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定
なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。
- ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定
- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※9及び※11の認定を除く。）
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※11の認定を除く。）
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定
- ※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの